

# (WindEye) 板ガラス登録申請要領書

## 1 目的

この要領書は、「WindEye 審査登録規程」に基づき、「WindEye」へ窓の総合熱性能を公表するために、リビングアメニティ協会（以下、ALIA という）へ板ガラスの光熱性能に関するデータ登録申請を行う際の申請要領をまとめたものである。「WindEye」へのデータ登録申請者はこの要領に従って手続きを行うこととする。

なお、審査、登録等に関する全般的事項については、「WindEye 審査登録規程」に定められているので、ご参照ください。（「WindEye 審査登録規程」は ALIA ホームページに掲載）

## 2 板ガラスの光熱性能に関するデータの種類

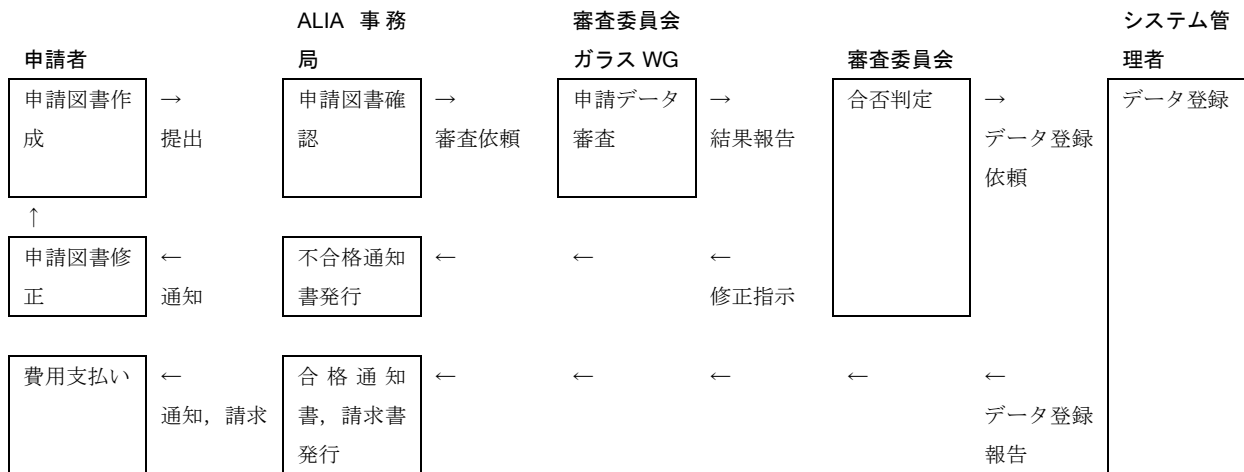
板ガラス製品の登録審査に際して、申請者が提出する製品情報は以下の2種類とする。

- |                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------|
| 1) 板ガラス製品の <u>基礎データ</u><br>単板ガラス（合わせガラスなどを含む）の製品情報、熱物性、分光特性     |
| 2) 板ガラス製品の <u>構成データ</u><br>複層ガラス（真空ガラスなどを含む）の製品情報、板ガラスと中空層の構成仕様 |

申請者は、上記 1),2)について所定の様式の申請書および電子データを併せて審査委員会へ提出して、板ガラス製品の登録審査を申請する。

## 3 登録申請フロー

登録申請フローを下図に示す。



## 4 登録申請申込先

登録申請の申込先は下記とする。

(一社) リビングアメニティ協会 (ALIA) 事務局 宛  
住所：〒102-0071 東京都千代田区富士見 2-7-2 ステージビルディング 6 階  
TEL: 03 5211 0540 FAX: 03 5211 0546

## 5 申請区分と作成書類一覧

申請区分は、新規申請・追加申請・変更申請・取消申請・延長申請とし、申請区分による作成申請図書は表1のデータ登録申請図書一覧表のとおりとする。各々の申請図書は各様式に従って記入して作成する。各申請図書のフォーマット（Word または Excel）が用意されているので、必要な場合はALIA事務局へ問い合わせること。

表1 データ登録申請図書一覧表

申請区分 作成申請図書			新規	追加		変更			取消			延長
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
			新規申請	基礎データ	構成データ	社名	基礎データ	構成データ	社名	基礎データ	構成データ	構成データ
申請書	データ登録申請書 (新規・追加・変更・取消)	様式1	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—
	全データ取消申請書 (取消)	様式2	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
	延長確認書	様式10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
一覧表	申請商品一覧表 (新規・追加・変更・取消)	様式3	○	○	○	—	○	○	—	○	○	—
データ	基礎データ	様式4	○	○	—	—	○	—	—	—	—	—
	構成データ	様式5	○	—	○	—	—	○	—	—	○	○
その他	覚書（新規申請）	様式6	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	覚書（社名変更）	様式7	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
	会社概要又は案内 (非会員のみ)	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—
	既審査結果通知書	—	—	—	—	—	○	○	—	○	○	—
	証明する書類	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
費用			要	要	—	—	要	—	—	—	—	要

### 【書式一覧表の凡例】

○：申請区分毎の該当する内容を新規に作成し申請する。

—：不要及び対象外

- ① 「新規」とは、新規に WindEye へ製品登録する場合をいう。様式 1,3~6 を提出する。
- ② 「基礎データの追加」とは、製品の基礎データを追加する場合を言う。様式 1,3,4 を提出する。
- ③ 「構成データの追加」とは、製品の構成データを追加する場合を言う。様式 1,3,5 を提出する。
- ④ 「社名の変更」とは、既登録会社の社名を変更する場合を言う。様式 1,7 を提出する。なお、社名変更を証明する書類を添付する。
- ⑤ 「基礎データの変更」とは、既登録製品の基礎データを変更する場合を言う。様式 1,3,4 を提出する。なお、該当する既審査結果通知書（審査済印押印のもの）を添付する。
- ⑥ 「構成データの変更」とは、既登録製品の構成データを変更する場合を言う。様式 1,3,5 を提出する。なお、該当する既審査結果通知書（審査済印押印のもの）を添付する。
- ⑦ 「社名の取消」とは、既登録製品の全てを取り消す場合を言う。様式 2 を提出する。
- ⑧ 「基礎データの取消」とは、既登録製品の基礎データを取り消す場合を言う。様式 1,3 を提出する。なお、該当する既審査結果通知書（審査済印押印のもの）を添付する。

- ⑨ 「構成データの取消」とは、既登録製品の構成データを取り消す場合を言う。様式 1,3 を提出する。なお、該当する既審査結果通知書（審査済印押印のもの）を添付する。
- ⑩ 「構成データの延長」とは、既登録製品の構成データを 3 年ごと更新する場合を言う。様式 5,10 を提出する。

## 6 申請図書作成要領

### 6.1 データ登録申請書（新規・追加・変更・取消）

初回申請もしくは、既申請企業で追加申請、変更申請、基礎データまたは構成データの取消申請を行う場合は、「データ登録申請書」（様式 1）の所定の箇所に記入して提出する。

### 6.2 全データ取消申請書（取消）

既申請企業で登録商品の全てを取消す（社名取消）場合は、「データ取消申請書」（様式 2）の所定の箇所に記入して提出する。

### 6.3 申請商品一覧表（新規・追加・変更・取消）

新規申請企業及び既申請企業が登録商品の新規、追加、変更、取消の申請を行う場合は、「申請商品一覧表」（様式 3）を作成して提出する。1) 板ガラス製品の基礎データと 2) 板ガラス製品の構成データに分けて、申請する商品をすべて記入する。申請区分欄は新規・追加・変更・取消から選択し、1) 基礎データでは該当製品の製品番号、製品名称、品種略号を、2) 構成データでは該当製品の製品名称をそれぞれ記入する。申請区分が新規・追加・変更を選択した製品については、製品ごとに「板ガラス製品の基礎データ」（様式 4、様式 4a）および「板ガラス製品の構成データ」（様式 5）を作成して提出すること。

### 6.4 板ガラス製品の基礎データ

申請商品一覧表の「1) 板ガラス製品の基礎データ」の申請区分を新規・追加・変更とした製品（単板ガラスおよび合わせガラス）について、板ガラス製品ごとに「板ガラス製品の基礎データ」の紙（様式 4）および電子データ（様式 4 及び様式 4a）を作成して提出する。各データ項目の内容は表 2 を参照のこと。電子データは Microsoft/Excel で作成し、「(様式 4)」及び「(様式 4a)」から始まるタブ名を付けて保存する。電子データの提出は CD または DVD によること。

表 2 板ガラス製品の基礎データ項目

製造会社名	板ガラス製品の製造者、加工者、輸入者、販売者など (例：日本板硝子株式会社)
製品番号	製造会社ごとに他の単板ガラスおよび合わせガラスと重複しない固有の番号(20 桁以内、英字やハイフン"-"も使用可) (例：40000050)
製品名称	板ガラス製品の商品名称など (例：熱線吸収板ガラスグリーンペーン 5 ミリ)
品種略号	板ガラス製品の品種略号（半角のみ使用可）（例：MFL5）
品種分類番号	品種分類を表す 5 桁の番号 ABCDE (例：00002) A の桁（合わせガラスか否か）：0 False, 1 True B の桁（線入り網入りガラスか否か）：0 False, 1 True C の桁（拡散系ガラスか否か）：0 False, 1 True（型板、すり、タペストリー加工など） D の桁（薄膜種類）：0 薄膜なし, 1 熱線反射, 2 高性能熱線反射, 3 Low-E, 4 セラミック印刷

	Eの桁（基板ガラス種類）：1 透明，2 熱線吸収，3 高透過 ※Excel上で当該セルを選択して、「セルの書式設定」の「表示形式」タブの分類「ユーザー定義」の種類に"00000"と設定すると、ゼロで埋めた5桁の整数が入力できる。
公称板厚	板ガラス製品の公称板厚（単位：ミリ）（例：5ミリ）
計算用板厚	板ガラス製品の熱性能計算用の板厚（単位：mm）（例：5.0mm） 小数1桁まで表記のこと。
熱伝導率	板ガラス製品の熱伝導率（単位：W/mK） 主としてソーダ石灰ガラスを材料とした単板ガラスの場合、JIS R 3107:2019に基づき1W/mKとする。その他の材料からなる単板ガラスの場合には測定等により適切な値とする。合わせガラスの場合、等価熱伝導率（合わせガラスを構成する板ガラスと中間膜の全熱抵抗を板厚で除した値の逆数）とする。なお、合わせガラスの等価熱伝導率の計算に用いた中間膜の厚みと熱伝導率を併記すること。小数2桁まで表記のこと。
放射率	板ガラス製品の室外側表面および室内側表面の修正放射率（単位：ND） JIS R 3107:2019に規定される修正放射率とする。主としてソーダ石灰ガラスを材料とした板ガラスで光学薄膜のない表面の場合、JIS R 3107:2019の附属書Aに従い、修正放射率0.837とする。その他の材料からなる板ガラスの場合には、JIS R 3106:2019による垂直放射率の測定結果から修正放射率に換算する。薄膜面の場合、JIS R 3106:2019に規定される垂直放射率の測定結果から修正放射率を計算することとされているが、放射率は基板ガラス種類にはよらないので、同種の薄膜の修正放射率を流用しても良い。小数3桁まで表記のこと。
分光特性	板ガラス製品の日射波長領域の分光透過率，室外側入射に対する分光反射率，室内側入射に対する分光反射率（単位：ND） JIS R 3106:1998に規定される300～2500nmの波長（300～380nmでは5nmごと，380～780nmでは10nmごと，800～2500nmでは50nmごと）での分光透過率および分光反射率を，申請書ではグラフで，電子データでは数値で示す。JIS R 3106:1998に規定される測定法のほか，ISO 9050:2003 Annex Aなどによる換算法を用いても良い。電子データでは小数3桁まで表記のこと。

※ 板ガラス製品の構成データのガラスの反転フラグが"TRUE"の場合，修正放射率と分光反射率の室外側と室内側の値がWindEyeプログラム内で自動で交換される。

※ 品種分類番号の例

品種分類番号	ガラス品種
00001	透明板ガラス
00002	熱線吸収板ガラス
00003	高透過ガラス
00011	熱線反射ガラス
00012	熱線吸収熱線反射ガラス
00013	高透過熱線反射ガラス
00021	高性能熱線反射ガラス
00031	Low-E ガラス
00032	熱線吸収 Low-E ガラス
00033	高透過 Low-E ガラス
00041	セラミック印刷ガラス
00042	熱線吸収セラミック印刷ガラス
00043	高透過セラミック印刷ガラス
00101	型板ガラス

01001	網入・線入磨き板ガラス
01101	網入・線入型板ガラス
10001	透明合わせガラス
10002	熱線吸収合わせガラス
10003	高透過合わせガラス
10031	Low-E 合わせガラス

## 6.5 板ガラス製品の構成データ

登録製品（単板ガラスや合わせガラスを組み合わせて構成される複層ガラスや真空ガラス）リストすべてについて「板ガラス製品の構成データ」（様式 5）を電子データで作成して提出する。申請商品一覧表の「2) 板ガラス製品の構成データ」の申請区分（新規・追加・変更・削除）にかかわらず、WindEye 上で表示すべき製品のすべてを様式 5 に列挙すること。削除する製品は様式 5 に記入してはならない。各データ項目の内容は表 3 を参照のこと。電子データは Microsoft/Excel で作成し、「(様式 5)」から始まるタブ名を付けて保存する。電子データの提出は CD または DVD によること。なお、構成仕様に用いる単板ガラスや合わせガラスは、「1) 板ガラス製品の基礎データ」に登録されているものでなければならない。

表 3 板ガラス製品の構成データ項目

製造会社番号、 製造会社名	板ガラス製品の製造会社番号，加工者，輸入者，販売者などの固有 ID (1：AGC，2：セントラル硝子，3：日本板硝子，5：YKK AP，6：LIXIL，・・・)
製品 No.	1 から連番の整数とする（半角）。
製品名称	板ガラス製品の商品名称など (例：ペアマルチレイボーググリーン[3+A12+3])
製品分類と ID	板ガラス製品の分類を以下から選択する。 1：透明板ガラス，2：熱線吸収板ガラス，3：熱線反射ガラス， 4：高性能熱線反射ガラス，5：Low-E ガラス，6：網入・線入板ガラス， 7：型板ガラス，8：高透過ガラス，9：合わせガラス，10：その他の単板ガラス， 11：透明複層ガラス，12：熱線吸収複層ガラス，13：熱線反射複層ガラス，14：高性能熱線 反射複層ガラス，16：合わせ複層ガラス，17：ガス入り複層ガラス，18：ガス入り合わせ複 層ガラス 21：Low-E 複層ガラス，22：遮熱 Low-E 複層ガラス，23：ガス入り Low-E 複層ガラス，24： ガス入り遮熱 Low-E 複層ガラス，25：ガス入り Low-E 合わせ複層ガラス，26：ガス入り遮熱 Low-E 合わせ複層ガラス，27：Low-E 合わせ複層ガラス，28：遮熱 Low-E 合わせ複層ガラス， 31：真空ガラス，32：合わせ真空ガラス，33：真空複層ガラス， 99：その他
色調 (入力任意)	板ガラス製品の色調など (例：グリーン)
ガラス <i>i</i> ( <i>i</i> =1~5)	室外側から <i>i</i> 番目の板ガラスの製品番号，品種略号，反転フラグ* 構成する板ガラスの枚数分のみ <i>i</i> =1 から詰めて入力する。 (例：1060030，RSFL3AG6，TRUE)
中空層 <i>i</i> ( <i>i</i> =1~4)	室外側から <i>i</i> 番目と <i>i</i> +1 番目の板ガラスの間の中空層のガス種類 ID，種類，充填率，厚み。 断熱用特殊ガスの場合にはその充填率を明記すること。充填率は百分率で単位を付記する。 厚みは mm 単位で半角数字または"AUTO"を入力のこと（単位は不要，"AUTO"については下 行を参照）。中空層の層数分のみ <i>i</i> =1 から詰めて入力する。単板ガラス構成の場合には入力不 要。 (例：2，アルゴン，90%，12)

中空層幅	中空層 $i$ の厚みに" AUTO "を入力した場合に、ガラス構成の中空層幅のバリエーションを自動発生させることができる。その中空層幅の列に" * "を入力する。
断熱スペーサ	JIS A 2102-1:2011 の附属書 E の式(E.1)を満たす断熱スペーサを使用する場合に、フラグ欄を" TRUE "とし、名称・材質などを明記する。
熱貫流率	JIS R 3107:1998 により算出する。単位：W/m <sup>2</sup> K
日射熱取得率	JIS R 3106:1998 の夏条件により算出する。単位：-
日射透過率	JIS R 3106:1998 により算出する。単位：%
可視光透過率	JIS R 3106:1998 により算出する。単位：%

※ 反転フラグ：薄膜付きガラスの場合に、(1)板ガラス製品の基礎データで登録した板ガラスの室内外を反転して使用する場合に、このフラグを" TRUE "とする。

※ 熱貫流率，日射熱取得率，日射透過率，可視光透過率は，申請者で計算可能ならば記載すること。WindEyeでの計算結果の確認のために使用する。

※ JIS A 2102-1:2011 附属書 E では，次式の判定基準を満たすものを断熱スペーサとして定義している。

$$\sum (d \times \lambda) \leq 0.007 \quad (E.1)$$

ここに、 $d$ ：スペーサの厚さ [m]

$\lambda$ ：スペーサ材料の熱伝導率 [W/mK]

式(E.1)では，主熱流方向に平行な全ての熱流経路における主熱流方向に対して垂直方向の厚さ ( $d$ ) について総和をとる (図 E.1 を参照)。スペーサ材料の熱伝導率の値は，ISO 10456 又は JIS A 2102-2 から得ることが望ましい。

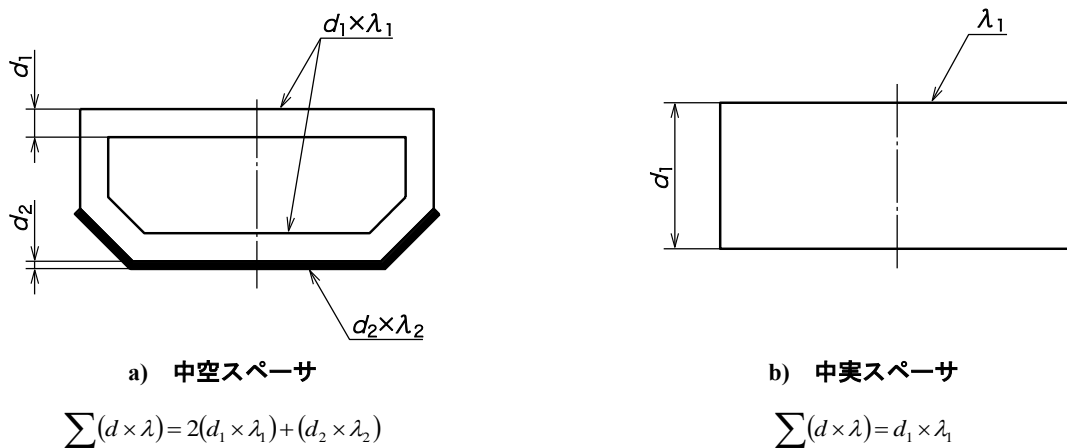


図 E.1—断熱スペーサの判定基準の計算例

※ 中空層のガス種類 ID は下表の通り。

ID	ガス名称	混合ガス数	ガス混合割合[%]					
			空気	アルゴン	クリプトン	キセノン	ヘリウム	ネオン
1	空気	1	100	0	0	0	0	0
2	アルゴン 90%	2	10	90	0	0	0	0
3	クリプトン 90%	2	10	0	90	0	0	0
4	真空 lp28mm	0	0	0	0	0	0	0
5	真空 lp20mm	0	0	0	0	0	0	0
6	アルゴン 85%	2	15	85	0	0	0	0
7	クリプトン 85%	2	15	0	85	0	0	0
8	アルゴン 100%	1	0	100	0	0	0	0
9	クリプトン 100%	1	0	0	100	0	0	0
10	キセノン 100%	1	0	0	0	100	0	0
11	ヘリウム 90%	2	10	0	0	0	90	0
12	ネオン 90%	2	10	0	0	0	0	90
13	アルゴン 95%	2	5	95	0	0	0	0
14	クリプトン 95%	2	5	0	95	0	0	0

※ ID=4,5 の「真空」の"lp"とはピラー間隔のことをいう。

## 6.6 覚書（新規申請）

新規申請企業は、「覚書（新規申請）」（様式6）の所定の箇所に記入して提出する。

## 6.7 覚書（社名変更）

社名変更企業は、「覚書（社名変更）」（様式7）の所定の箇所に記入して提出する。

## 7 その他の申請書類

### （1）新規申請の場合

非会員の新規申請企業は、製造者の概要（所在地、経歴等）を記した書類又は会社案内等を添付する。提出は、初回登録時のみとする。

### （2）社名の変更申請の場合

社名変更を証明する書類を添付すること（登記簿謄本の写しなど）。

### （3）申請者・担当者の変更の場合

申請者住所、代表者、連絡窓口担当者、顧客窓口（URL）などの変更の場合は、「申請登録に関する変更届」（様式8）に該当箇所を記入のうえ、都度事務局へ届け出を行うこと。

### （4）延長確認の場合

新規登録から3年ごとに既登録データの延長確認を行う。ALIA事務局から要請があった場

合に、「既登録データ延長確認書」(様式10)に該当箇所を記入のうえ、板ガラス製品の構成データ(様式5)を添えて提出する。

## 8 申請図書提出要領

- (1) 申請図書を1部作成しファイル綴じで提出する。
- (2) 提出する申請図書の用紙はA4とする。
- (3) ファイルの種類  
A4-S(タテ)コクヨフラットファイルと同程度とする。ファイルの色は特別指示のない場合はピンク色とする。
- (4) ファイルの表紙  
様式9に従って、ファイルの表紙と背に「板ガラス性能に関する登録申請図書」、申請年月、申請会社名を記載する。
- (5) 申請図書のファイリング方法  
申請書、覚書、申請商品一覧表、基礎データ、その他の書類の順にファイリングする。電子データのCDまたはDVDはファイル綴じに添付する。

## 9 申請に要する費用

- (1) 初期登録費用(企業登録):初回のみ  
ALIA会員会社 : 30,000円(税別)  
※賛助会員(6口以上で会員と同等、6口未満は非会員と同等)以下同じ  
非会員(会社) : 100,000円(税別)
- (2) 審査登録費用
  - 1) 製品登録  
板ガラス製品の基礎データ1製品あたり(新規,追加,変更とも一律)  
会員:25,000円(税別)  
非会員:50,000円(税別)
  - 2) 更新料(毎年度単位で変更の有無に関わらず)  
非会員 50,000円(税別)  
(ただし,平成28年度以前の制度における3年単位による更新が終了後より適用)
- (3) 上記費用の支払については、申請図書の審査終了後、当協会より請求とする。
- (4) 上記費用振込先  
りそな銀行 赤坂支店(普)口座番号 461101  
口座名 シャ)リビングアメニティキョウカイ

## 10 審査委員会での登録審査方法

審査委員会では申請者から提出された「1)板ガラス製品の基礎データ」の妥当性の審査を行い、審査に合格した板ガラス製品をWindEyeデータベースへ登録する。

- (1) 板ガラス製品の基礎データの審査
  - 1) 登録審査申請書の確認  
所定の様式に基づいて登録に必要な情報が不備なく提出されているかを確認する。



## 2) 熱伝導率の妥当性確認

単板ガラスの場合には熱伝導率 1.0W/mK であること、合わせガラスの場合には中間膜の熱抵抗を考慮した等価熱伝導率であることを、他社類似品と比較して妥当な値であることを確認する。明らかに乖離ある場合には、中間膜材料の熱伝導率の根拠となる書類を提出することを申請者へ求める。

## 3) 分光特性の妥当性確認

分光特性グラフから他社類似品と比較して妥当な値であることを確認する。明らかに乖離ある場合には、申請者へガラスサンプルの提出を求め、然るべき機関で分光特性の測定を行う。(測定費用は申請者負担とする。)

## 4) 電子データの確認

申請書に記載の内容と電子データの内容が一致しているかどうかを確認する。不一致がある場合には、申請者へ電子データの再提出を求める。

## 5) WindEye データベースへの登録

すべての申請情報の妥当性と電子データに誤りがないことが確認できれば、電子データを WindEye データベースへ登録する。

## (2) 板ガラス製品の構成データの登録

構成仕様に用いる単板ガラスや合わせガラスが「板ガラス製品の基礎データ」の審査に申請または既に合格しているもののみ「板ガラス製品の構成データ」に記入すること。

審査委員会では、「板ガラス製品の構成データ」(様式 5) の審査及び内容確認は行わない。「板ガラス製品の構成データ」(様式 5) の妥当性については申請会社の責とする。申請会社側で内容を十分に確認して提出されたい。

## (3) 抜取り試験による性能是正

審査委員会は、WindEyeを適正に運営維持するために、登録会社に対し登録済み製品の無償提供を求め、独自で性能試験を実施することができるものとする。実施日は不定期とし、性能値に著しい品質の齟齬が確認できた場合は、登録会社に対し通知のうえ委員会にて説明を求める場合がある。

## 11 問合せ先

申請方法及び技術的な問い合わせは、電子メールで下記までご連絡ください。

連絡先：一般社団法人 リビングアメニティ協会 事務局

URL : <http://www.alianet.org/> ご意見 宛

## 改訂履歴

### 2020.9.10 改訂

- 板ガラス製品の基礎データの熱伝導率と放射率の説明中、JIS R 3106 および JIS R 3107 の発行年を最新版 2019 に変更、ソーダ石灰ガラス以外の材料からなる板ガラスについて記述追加。

### 2019.12.19 改訂

- 中空層 ID にヘリウム 90%, ネオン 90%, アルゴン 95%, クリプトン 95%を追加。
- 

### 2018.12.14 改訂

- 様式 5 の登録種別を廃止し，登録する製品すべてを様式 5 に列挙することとする

2018.5.11 改訂

- 中空層 ID に真空層 lp28mm を追加
- 様式 4a に品種略号と公称板厚を追加

2017.6.8 改訂

2016.5.11 改訂

以上

## 「WindEye」データ登録申請書

年 月 日

一般社団法人リビングアメニティ協会 御中

窓の熱性能データの（新規・変更・追加・取消）登録を行いたく、別紙書類を添えて申請いたします。

## 【申請者】

住所 : 〒\*\*\*-\*\*\*\*〇〇県〇〇市〇〇町・・・

会社名 : 〇〇株式会社 印

役職, 氏名 : 〇〇 〇〇太郎 印

## 【連絡窓口担当者】

所属部署 : 〇〇部〇〇課

役職, 氏名 : 〇〇二郎

連絡先住所 : 〒\*\*\*-\*\*\*\* 〇〇県〇〇市〇〇町・・・

電話番号 : \*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*

FAX : \*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*

E-mail : abc@def.gh.com

## 【顧客問合せ窓口】

住所 : 〒\*\*\*-\*\*\*\* 〇〇県〇〇市〇〇町・・・

電話番号 : \*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*

E-mail : abc@def.gh.com

URL : http://www.\*\*\*.\*\*\*.\*\*

※ 括弧 ( ) 部分に今回申請する、新規、追加、変更、取消から該当するものを記入する。

※ 顧客からの問合せ窓口となる住所、電話番号、ホームページアドレス又は電子メールアドレスを下段に記入する。

※ 申請者は申請会社の部門責任者または、社長とする。

## 「WindEye」データ登録取消申請書

年 月 日

社団法人リビングアメニティ協会 御中

窓の熱性能データの登録商品全ての取消しを申請いたします。

## 【申請者】

住所 : 〒\*\*\*-\*\*\*\*〇〇県〇〇市〇〇町・・・

会社名 : 〇〇株式会社 印

役職, 氏名 : 〇〇 〇〇太郎 印

## 【連絡窓口担当者】

所属部署 : 〇〇部〇〇課

役職, 氏名 : 〇〇二郎

連絡先住所 : 〒\*\*\*-\*\*\*\* 〇〇県〇〇市〇〇町・・・

電話番号 : \*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*

FAX : \*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*

E-mail : abc@def.gh.com

※ 申請者は申請会社の部門責任者または、社長とする。

### 申請商品一覧表（新規・追加・変更・取消）

年 月 日

〇〇株式会社

1) 板ガラス製品の基礎データ

No.	申請区分	製品番号	製品名称	品種略号
1	新規			
2				
3				
4				
5				

※新規・追加・変更の場合には、各々の板ガラス製品について「板ガラス製品の基礎データ」（様式4）を作成して提出すること。

※既に登録済みの構成データに用いられている板ガラス製品の変更・取消を行った場合には、既登録の板ガラス構成も無効となるので、構成データも変更登録する必要がある。

2) 板ガラス製品の構成データ

No.	申請区分	製品名称
1	新規	
2		
3		
4		
5		

※新規・追加・変更の場合には、各々の板ガラス製品について「板ガラス製品の構成データ」（様式5）を作成して提出すること。

## 板ガラス製品の基礎データ

年 月 日

〇〇株式会社

製造会社名	日本板硝子株式会社		
製品番号	40000050		
製品名称	熱線吸収板ガラスグリーンペーン5ミリ		
品種略号	MFL5		
品種分類番号	00002		
板厚	公称板厚	5 (ミリ)	計算用板厚 5.0 (mm)
熱伝導率	1.0 (W/mK)		
	合わせガラスの場合	中間膜厚み (mm)	中間膜熱伝導率 (W/mK)
修正放射率	室外側	0.837 (-)	室内側 0.837 (-)
分光特性			

## 記入の注意点

- ・ 製造会社番号と会社名：板ガラス製品の製造者、加工者、輸入者、販売者など（例：3 日本板硝子株式会社）
- ・ 製品番号：製造会社ごとに他の単板ガラスおよび合わせガラスと重複しない固有の整数番号（20桁以内、英字やハイフン“-”も使用可）（例：40000050）
- ・ 製品名称：板ガラス製品の商品名称など（例：熱線吸収板ガラスグリーンペーン5ミリ）
- ・ 品種略号：板ガラス製品の品種略号（半角のみ使用可）（例：MFL5）
- ・ 品種分類番号：品種分類を表す5桁の番号ABCDE  
Aの桁（合わせガラスか否か）：0 False, 1 True  
Bの桁（線入り網入りガラスか否か）：0 False, 1 True  
Cの桁（拡散系ガラスか否か）：0 False, 1 True（型板、すり、タペストリー加工など）  
Dの桁（薄膜種類）：0 薄膜なし, 1 熱線反射, 2 高性能熱線反射, 3 Low-E, 4 セラミック印刷  
Eの桁（基板ガラス種類）：1 透明, 2 熱線吸収, 3 高透過
- ・ 板厚：板ガラス製品の公称板厚（単位：ミリ）（例：5ミリ）および熱性能計算用の板厚（単位：mm）（例：5.0mm）
- ・ 熱伝導率：板ガラス製品の熱伝導率（単位：W/mK）。単板ガラスの場合、JIS R 3107:1998に基づき1W/mKとする。合わせガラスの場合、等価熱伝導率（合わせガラスを構成する板ガラスと中間膜の全熱抵抗を板厚で除した値の逆数）とする。なお、合わせガラスの等価熱伝導率の計算に用いた中間膜の厚みと熱伝導率を併記すること。小数2桁まで表記のこと。
- ・ 放射率：板ガラス製品の室外側表面および室内側表面の修正放射率（単位：ND）。JIS R 3107:1998に規定される修正放射率とする。薄膜のない板ガラス表面の場合、“0.837”とする。薄膜面の場合、JIS R 3106:1998に規定される垂直放射率の測定結果から修正放射率を計算することとされているが、放射率は基板ガラス種類にはよらないので、同種の薄膜の修正放射率を流用しても良い。小数3桁まで表記のこと。
- ・ 分光特性：板ガラス製品の日射波長領域の分光透過率、室外側入射に対する分光反射率、室内側入射に対する分光反射率（単位：ND）。JIS R 3106:1998に規定される波長（300～380nmでは5nmごと、380～780nmでは10nmごと、800～2500nmでは50nmごと）での分光透過率および分光反射率を、申請書ではグラフで、電子データでは数値で示す。JIS R 3106:1998に規定される測定法のほか、ISO 9050:2003 Annex Aなどによる換算法を用いても良い。電子データでは小数3桁まで表記のこと。

【様式 4a】 板ガラス製品の基礎データ（電子データ）

3	40000050	00002	MFL5	・・・製造会社番号, 製品番号, 品種分類番号, 品種略号
SI	nanometers			・・・変更しない
5.0	5.0			・・・計算用板厚 (mm), 公称板厚 (ミリ)
1.00				・・・熱伝導率(W/mK)
tir=	0.000			・・・変更しない
emis=	0.837	0.837		・・・修正放射率 (室外側表面, 室内側表面)
300	0.000	0.049	0.049	・・・波長(nm), 分光透過率, 分光反射率 (室外側入射), 分光反射率 (室内側入射)
305	0.000	0.049	0.049	
310	0.000	0.048	0.048	
315	0.000	0.048	0.048	
320	0.000	0.048	0.048	
325	0.000	0.048	0.048	
330	0.000	0.048	0.048	
335	0.001	0.047	0.047	
340	0.013	0.047	0.047	
345	0.056	0.047	0.047	
350	0.147	0.048	0.048	
355	0.269	0.050	0.050	
360	0.391	0.054	0.054	
365	0.487	0.058	0.058	
370	0.540	0.061	0.061	
375	0.525	0.060	0.060	
380	0.503	0.059	0.059	
:	:	:	:	
:	:	:	:	
:	:	:	:	
2000	0.519	0.051	0.051	
2050	0.526	0.051	0.051	
2100	0.535	0.052	0.052	
2150	0.542	0.052	0.052	
2200	0.538	0.052	0.052	
2250	0.546	0.052	0.052	
2300	0.560	0.052	0.052	
2350	0.569	0.053	0.053	
2400	0.570	0.052	0.052	
2450	0.567	0.052	0.052	
2500	0.562	0.052	0.052	

※ 電子データは Microsoft/Excel で作成し, 「(様式 4a)」から始まるタブ名を付けて保存すること。

※ 電子データの提出は, CD または DVD によること。





中空層幅[ミリ]																				断熱スペーサ		熱貫流率	日射熱取得率	日射透過率	可視光透過率
2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	フラグ	名称・材質など	(W/m2K)	(-)	(%)	(%)	
				*		*		*		*															
				*		*		*		*															
				*		*		*		*									TRUE	樹脂スペーサ					
				*		*		*		*															
				*		*		*		*									TRUE	樹脂スペーサ					
				*		*		*		*									TRUE	樹脂スペーサ					
				*		*		*		*									TRUE	樹脂スペーサ					

## 覚書

年 月 日

一般社団法人リビングアメニティ協会 殿

「WindEye」へのデータ登録を申請します。

登録申請した商品が公表された後は、申請書類に示された品質・性能に基づき製造・販売します。

住所 : 〒\*\*\*-\*\*\*\*〇〇県〇〇市〇〇町・・・

会社名 : 〇〇株式会社 印

役職, 氏名 : 〇〇 〇〇太郎 印

## 【種類・タイプ・商品名】

別添記載のとおり。

## 【連絡窓口担当者】

所属部署 : 〇〇部〇〇課

役職, 氏名 : 〇〇二郎

連絡先住所 : 〒\*\*\*-\*\*\*\* 〇〇県〇〇市〇〇町・・・

電話番号 : \*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*

FAX : \*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*

E-mail : abc@def.gh.com

## 【備考】

※ 申請者は申請会社の部門責任者または、社長とする。

※ 本申請は、初回登録のみの提出とする。

## 覚書

年 月 日

一般社団法人リビングアメニティ協会 殿

「WindEye」へ登録された会社名の変更登録を申請します。登録申請した新社名が登録された後は、申請書類に示された品質・性能に基づき製造・販売します。

住所 : 〒\*\*\*-\*\*\*\*〇〇県〇〇市〇〇町・・・

会社名 : 〇〇株式会社 印

役職, 氏名 : 〇〇 〇〇太郎 印

## 【内容】

〇〇株式会社は平成 年 月 日に新会社名を△△株式会社としました。

## 【連絡窓口担当者】

所属部署 : 〇〇部〇〇課

役職, 氏名 : 〇〇二郎

連絡先住所 : 〒\*\*\*-\*\*\*\* 〇〇県〇〇市〇〇町・・・

電話番号 : \*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*

FAX : \*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*

E-mail : abc@def.gh.com

## 【備考】

※ 申請者は申請会社の部門責任者または、社長とする。

## 申請登録に関する変更届

年 月 日

一般社団法人リビングアメニティ協会 殿

「WindEye」へ申請登録済み図書に、以下の変更がありましたので届出いたします。

住所 : 〒\*\*\*-\*\*\*\*〇〇県〇〇市〇〇町・・・

会社名 : 〇〇株式会社 印

役職, 氏名 : 〇〇 〇〇太郎 印

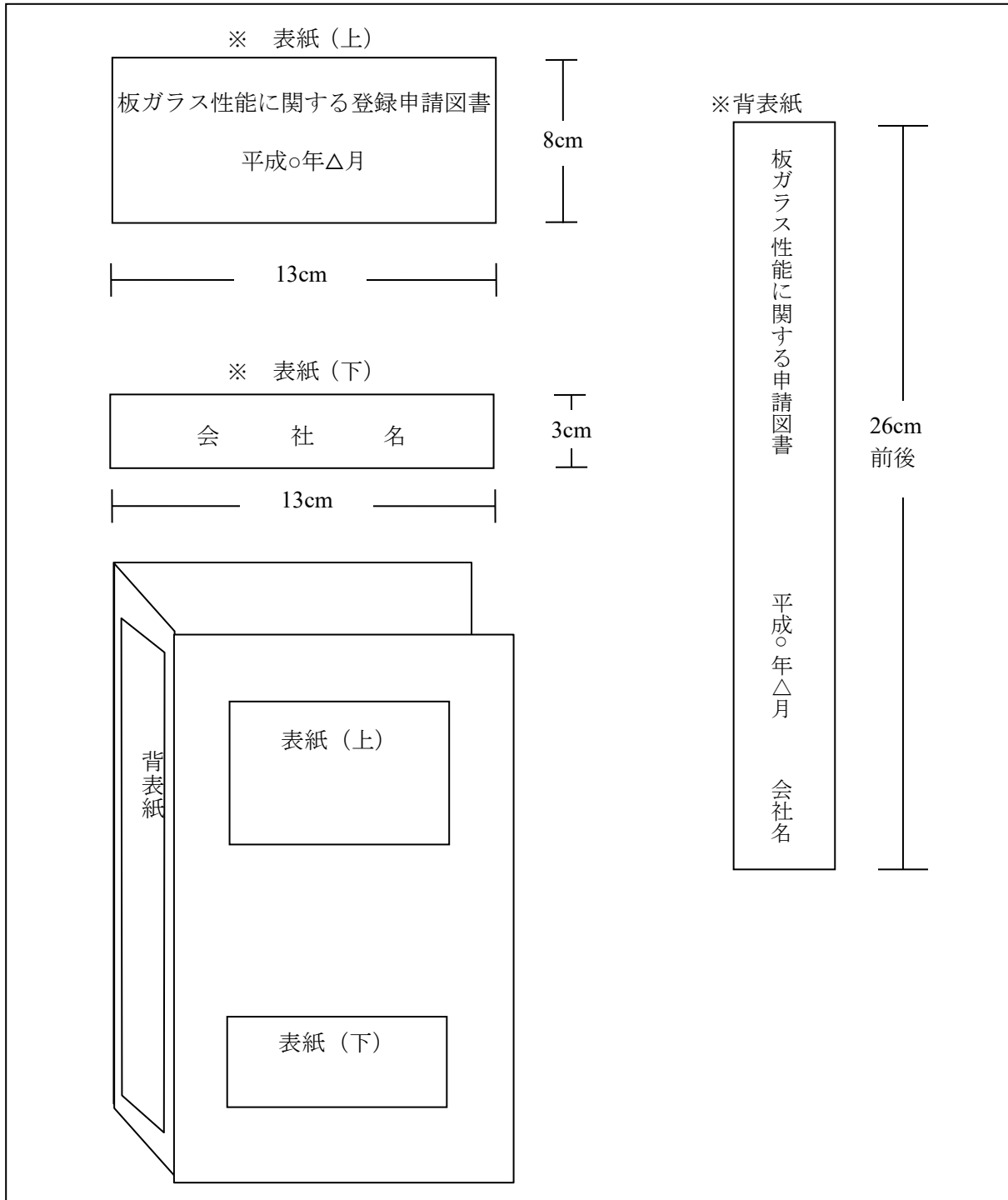
項目	変更前	変更後
住所	〒***-**** 〇〇県〇〇市〇〇町・・・	〒***-**** △△県△△市△△町・・・
連絡窓口 担当者	〇〇部〇〇課 〇〇二郎 電話 : 00-000-0000 FAX : 00-000-0000 E-mail : abc@def.gh.com	△△部△△課 △△一郎 電話 : 00-000-0000 FAX : 00-000-0000 E-mail : abc@def.gh.com
備考		

※ 申請者は申請会社の部門責任者または、社長とする。

【様式9】

ファイルの表紙

申請図書のファイルの表紙および背表紙は以下の様式で表示する。



注1： ファイルはA4判（縦）

注2： 提出書類の用紙はA4とする。

## 「WindEye」既登録データ延長確認書

年 月 日

一般社団法人リビングアメニティ協会 御中

既登録の窓の熱性能データの延長を行いたく、別紙書類（様式5）を添えて申請いたします。

## 【申請者】

住所 : 〒\*\*\*-\*\*\*\*〇〇県〇〇市〇〇町・・・

会社名 : 〇〇株式会社 印

役職, 氏名 : 〇〇 〇〇太郎 印

## 【連絡窓口担当者】

所属部署 : 〇〇部〇〇課

役職, 氏名 : 〇〇二郎

連絡先住所 : 〒\*\*\*-\*\*\*\* 〇〇県〇〇市〇〇町・・・

電話番号 : \*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*

FAX : \*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*

E-mail : abc@def.gh.com

## 【顧客問合せ窓口】

住所 : 〒\*\*\*-\*\*\*\* 〇〇県〇〇市〇〇町・・・

電話番号 : \*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*

E-mail : abc@def.gh.com

URL : http://www.\*\*\*.\*\*\*.\*\*\*

※ 顧客からの問合せ窓口となる住所、電話番号、ホームページアドレス又は電子メールアドレスを下段に記入する。

※ 申請者は申請会社の部門責任者または、社長とする。